

基本仮契約書(案)の変更点

頁	条	項	号	別紙	平成24年4月16日版	平成24年5月30日修正版
7	第17				(違約金の支払)	(見出しの変更) (賠償額の予定)
7	第17	1			第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの基本契約を解除するか否かを問わず、違約金として、第4条に掲げる契約の契約金額の合計額の10分の1に相当する額以上を支払わなければならない。	第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、甲がこの基本契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、第4条に掲げる建設工事請負契約の契約金額の合計額の10分の2に相当する額以上及び維持管理・運営業務委託契約に定める「モニタリング違約金基準額」の2倍に相当する額以上を支払わなければならない。
7	第17	2				(第2項を第3項に変更)
7	第17	2			前項の場合において、	第1項及び第2項の場合において、
7	第17	3				(第3項を第4項に変更)
7	第17	3			第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。	第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分の請求を妨げるものではない。
7	第17					(第2項追加) 2 本件落札者は、本件落札者又はそのいずれかの構成企業が前条第1項第4号から第9号までのいずれかに該当するときは、甲がこの基本契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、第4条に掲げる建設工事請負契約の契約金額の合計額の10分の1に相当する額以上及び維持管理・運営業務委託契約に定める「モニタリング違約金基準額」に相当する額以上を支払わなければならない。